

【1】いじめ防止のための基本方針

1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法(法律第71号)第1章 総則 第2条から」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの理解「北海道いじめ防止基本方針から」

ア いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

イ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。

そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障

がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

ウ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

3 いじめ防止のための基本理念「いじめ防止対策推進法(法律第71号)第1章 総則 第3条から」

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

《いじめ防止対策推進法の基本理念に係る本校の重点目標》

- (1) 思いやりや奉仕の精神を養うとともに、自他の表現を尊重したコミュニケーション能力を育てる。
- (2) 家庭との連携を基盤に、望ましい生活習慣の確立を図り、心身共に健康な人を育てる。

4 いじめの防止等の基本方針

- (1) 対人関係の育成やコミュニケーション能力の向上を図り、いじめを生まない環境をつくる。
- (2) 思いやりの心を育成するための継続的な指導をする。
- (3) 生徒との面談や対話を通して、未然防止、早期発見と解決にあたる。
- (4) 保護者との連絡を密にして、生徒の状況把握に努めるとともに、保護者と協力して生徒の社会性を高める教育に努める。’
- (5) 地域・関係機関との連携に努める。

5 いじめ対策委員会

- (1) 校長を委員長として、教頭、生徒指導部長、各学年から代表1名、スクールカウンセラーを委員とした合計7名で、次の役割を担う。委員会の招集者は教頭とする。
 - ①未然防止の対策検討（コンパスを用いた校内研修を含む）②基本方針の見直し
 - ③いじめの実態把握方法の検討 ④教職員の情報共有
 - ⑤いじめが起きた時の対応方針と役割の決定 ⑥事後対応と役割の決定 ⑦関係機関との連携
- (2) 年度初めに会議等で方針確認。年度末反省会議でいじめ防止対策について検討。点検・見直しについては生徒・保護者・地域住民の意見を取り入れるようなアンケート等の取組をおこなう。

【2】いじめの防止、早期発見のための具体的な取り組み

1 いじめの防止について

- (1) 学業指導・特別活動・ボランティア活動の充実
 - ・他者の立場を思いやりながら行動できる心の育成・規範意識、帰属意識を高めることができる集団づくり・コミュニケーション能力の育成と向上・ホームルーム活動等(ボランティアを含む)をととした望ましい人間関係づくり
- (2) 教育相談の充実
 - ・定期的又は、不定期な担任等との面談
 - ・スクールカウンセラー、パートナーティーチャー、キャリア教育の活用等
- (3) 道徳教育・人権教育の充実
 - ・授業や講演等、あらゆる機会に道徳意識・人権意識の高揚を図る
- (4) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」や科目「情報処理」、「ケータイ安全教室」等の講演での情報モラルの高揚
- (5) 保護者・地域との連携
 - ・保護者と地域との連携による生徒の状況把握、情報共有
 - ※学校ホームページや各種通信・便り等によりいじめ防止について働きかける。

2 早期発見について

- (1) 面談・授業等における生徒の状況の把握
- (2) 教職員間での情報交換と職員会議等での情報共有
- (3) 家庭との連絡・協力関係の構築・普段から連絡、相談ができる関係作り
- (4) 実態把握の実施・アンケートの実施、アセスの活用
- (5) 校内外巡視による生徒観察・朝の玄関指導・昼休みの巡回指導・下校指導(校外巡視)

【3】いじめへの対応

1 関係生徒に対する速やかな事実確認と正確な状況把握

(1) いじめが疑われる事案が発生

- いじめが疑われる言動を目撃
- 日記や生活ノート等から気になる言葉を発見
- 「いじめアンケート」等から発見
- 教員や学習支援員等からの気になる報告
- 被害児童生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒からの報告・相談
- 被害児童生徒の保護者からの訴え・相談
- いじめを目撃した児童生徒の保護者からの連絡・相談

- (2) 事案を認知した場合速やかに、正確な事実確認を行い、いじめ対策委員会へ報告
※事実確認に時間を要し、報告が遅れないようにする。
- (3) いじめ対策委員会の開催・・・教頭が招集し、次の点を確認。

○報告内容の整理・共有

- ・現在の状況（いじめの状況）

○事実関係の把握 (2) で不足がある場合次の点について聴き取りを行う。

- ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
- ・聴き取りの分担・・・生徒指導部・学年団が連携して行う
- ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認
 - ※個別に同時進行で確認する
 - ※事実確認と指導を明確に区別する
- ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握

○いじめの認知判断

○対応方針の決定

- ・児童生徒の安心・安全を最優先として、緊急度を確認
- ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのか）を決定→次項2・3を行う分担
 - 被害・加害児童生徒への対応・・・生徒指導部・養護教諭・スクールカウンセラー
 - 保護者への報告・連携・・・担任を含む学年団
 - 教育委員会への報告・連携・・・管理職
 - 関係機関（児童相談所・警察等）との連携・・・管理職

(4) 職員会議の開催

- ・全教職員に周知し、情報を共有

2 関係生徒への支援・指導

(1) いじめを受けている生徒への支援

- ・当該生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、個人情報へ配慮し、継続的に支援する。
〔・苦痛の共感的な理解と対応・安全、安心できる環境・場所の確保・長期的な相談支援〕

(2) いじめを行った生徒に対する指導

- ・いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを理解することができるよう指導し、個人情報への配慮を行う。
〔・相手の苦しみを理解させる指導・行為を反省し自分自身を見つめさせる指導・思いやりのある人間関係づくりの大切さを実感させる指導・人間関係の修復・維持を実行させる指導〕

(3) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・当事者だけの問題に留めず、ホームルーム及び年次、学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促すよう指導し、個人情報への配慮を行う。
〔・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導・望ましい人間関係づくりに努める指導・自己有用感が実感できる集団づくりに努める指導〕

3 保護者への対応

(1) いじめを受けた生徒の保護者に対して

- ・家庭から相談を受けた場合や学校から連絡する場合は、事実関係と学校の指導方針を伝え、今後の対応について理解と協力を求める。また、保護者の心中を察して、少しでも安心感を得られるよう配慮する。
〔・継続的な家庭との連携で再被害を防ぎ、根本解決を目指す〕

(2) いじめを行った生徒の保護者に対して

- ・事実関係を説明し、被害者生徒や保護者の気持ちを伝え、問題解決への協力を得る。
〔・事態の重大さを認識させ、家庭での指導について協力を依頼する・継続的な家庭との連携で再犯を防ぎ、根本解決を目指す〕

(3) 全ての保護者（生徒含む）に対して

- ・いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や学級全体の意識を変える必要がある場合、または、事実と異なる情報が広がった場合等は、個人情報への配慮を行い、説明会の開催を検討する。

【4】関係機関との連携

1 上川教育局高等学校教育指導班との連携

- (1) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- (2) ネットトラブル等の対応方法
- (3) 重大事態への対応方法

2 医療機関・スクールカウンセラー等との連携

- (1) 精神保健に関する相談
- (2) 精神症状についての治療、指導・助言

3 福祉関係機関との連携

- (1) 家庭での養育に関する指導・助言
- (2) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

4 警察との連携

- (1) いじめ防止対応(講習等)
- (2) 重大・緊急事態対応(犯罪行為)
- (3) 事後対応

【5】重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発病した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額な金品を奪い取られた場合
- (2) 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合・連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 重大事態時の対応

- (1) 学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、いじめ対策委員会を母体とし、外部専門家を加える等を行い、調査組織を設置する。
- (2) 調査組織にて事実関係の詳細把握
- (3) 道教委と協議の上、当該事態に対処する方針を決定、解決に取り組む
- (4) 保護者説明会の開催
- (5) マスコミへの対応、その他

【対応フローチャート】

